



民法改正(成年年齢の引下げ) による相続・贈与への影響について

MUFG相続研究所 主任研究員 たまき かずひろ
玉置 千裕

2022年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が現行の20歳から18歳に引下げられます。わが国における成年年齢は、1876年(明治9年)以来、20歳とされてきました。近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。また世界的にみても、成年年齢を18歳とするのが主流となっています。このような流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、見直しがされることになりました。



これによって、2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方(2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方)は、その日に成人に達することになります。2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成人に達することになります。

18歳に達した方は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入するなどの契約行為が可能となります。また、婚姻開始年齢についても男性・女性とも18歳になります。

一方で、国民年金の加入義務が生ずる年齢や飲酒・喫煙年齢、競馬や競輪などの公営競技の年齢制限については、2022年4月1日以降も20歳のまま維持されます。

なお、成人式については、現在、法律による決まりはなく、多くの自治体では、1月の成人の日前後に、その年度に20歳になる方を対象に実施されています。今回の成年年齢引下げにより、18歳の方を対象に実施するのか、これまで通り20歳の方を対象にするかは各自治体の判断に委ねられるようですが、受験シーズンの時期と重なることなどにより式典への出席者が減ることを考慮し、従来通り20歳の方を対象として実施を予定している自治体が多いようです。



このように、様々なところで影響がでてくる今回の成年年齢の引下げですが、相続や贈与の分野においても、影響がいくつかあります。主な項目についてその変更点をみていきます。

次ページへつづく▶

1. 贈与税(暦年課税)の税率

2015年以降の贈与税(暦年課税)の税率は、一般税率と特例税率の2種類があり、そのうち特例税率とは、贈与した年の1月1日において20歳以上の者が父母や祖父母などの直系尊属から受けた贈与財産に適用される税率で、一般税率に比べて税負担が軽くなるよう設定されています。この特例税率の適用年齢が、今回の成年年齢引下げにより、2022年4月1日以後の贈与については、贈与した年の1月1日において18歳以上に変更されます。

2. 相続時精算課税制度の選択

相続時精算課税制度とは、贈与した年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母(直系尊属)から、同日において20歳以上の子や孫に対し、財産の贈与を受けた場合において選択できる贈与税の制度です。この場合の子や孫の年齢要件も、2022年4月1日以後の贈与については、贈与した年の1月1日において18歳以上に変更されます。

3. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

受贈者の年齢要件が、20歳以上50歳未満から18歳以上50歳未満に変更されます。(2022年4月1日以後の贈与)

4. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

2022年度税制改正大綱において、2023年12月末まで2年間延長することとされ、法案が成立した場合には受贈者の年齢要件が、贈与した年の1月1日において20歳以上から18歳以上に変更されます。(2022年4月1日以後の贈与)
(住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例についても、同様の改正見込み)

5. 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人が未成年である場合には、算出相続税額から一定額の控除を受けられる「未成年者控除」の適用があります。この「未成年者控除」について、これまで20歳に達するまでの年数につき10万円を乗じて計算した金額が控除されるところが、2022年4月1日以後に開始した相続から18歳に変更されることになり、控除額が若干縮小されます。

6. 遺産分割協議

相続人のなかに未成年者がいる場合、その未成年者は法律行為が制限されることから、遺産分割協議に参加できず法定代理人である親権者が代わりに参加することになります。しかし、その親権者も相続人である場合には、未成年者と親権者で利益相反の関係となるため、家庭裁判所で特別代理人の選任を申し立てる必要があり、特別代理人がその未成年者に代わって遺産分割協議を行います。それが2022年4月1日以降は、同日時点で18歳以上であれば、遺産分割協議に参加することができます。

7. 遺言執行者

遺言執行者について「未成年者は遺言執行者になれない」(民法1009条)とされています。2022年4月1日以降は、18歳以上であれば遺言執行者になることができます。

その他、20歳以上の後継者へ非上場株等を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受けられる、いわゆる事業承継税制に関する分野でも、後継者の年齢が20歳以上から18歳以上に変更されます。

なお、遺言書については、従前より「15歳に達した者は、遺言をすることができる。」(民法961条)となっており、今回の成年年齢引下げの影響を受けることはありません。15歳という年齢は、明治民法(明治31年法律9号)の旧1061条を踏襲しており、明治民法のもとでは、婚姻適齢が男性17歳、女性15歳であったことから、低い方に合わせて遺言年齢を定めたとされています。ちなみに海外の場合においては、米国の多くの州のように成年年齢と遺言年齢を同一にしているところもあり、あくまで個人的な見解かつ飛躍的な仮説かもしれませんが、単独で法律行為が行える年齢と遺言年齢が同じである国と比べて日本の場合、遺言を観念的に法律行為として意識しない(遺書と考える)方もいるのかもしれませんが。